

山口県由宇青少年自然の家

指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

山口県教育委員会

目 次

第 1 事業内容に関する事項

1	公募の趣旨	1
2	公募の概要	1
3	管理の基準等	1
4	指定管理者が行う業務範囲	3
5	管理に要する経費等	4

第 2 事業の適正な実施に関する事項

1	責任の所在等	5
2	事業報告・モニタリング等	5
3	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	6

第 3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1	指定管理者選定スケジュール	6
2	応募者の資格要件	6
3	応募手続	7
4	応募書類	8
5	優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	9
6	応募に関する留意事項	1 1

〈別紙〉	事業計画書の作成要領	1 2
------	------------	-----

この募集要項は、山口県由宇青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の指定管理者を公募するに当たり、その手続き、審査方法等を示すものです。

第1 事業内容に関する事項

1 公募の趣旨

指定管理者制度の導入により、青少年自然の家の管理について、民間事業者等の独自の創意工夫による効果的で効率的な運営を図り、県民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とした管理運営を実施できる団体を募集するものです。

2 公募の概要

(1) 施設の概要

ア 施設名称

山口県由宇青少年自然の家

イ 所在地

岩国市由宇町2273番地の2

ウ 設置時期

平成9年3月

エ 施設概要

別添「山口県由宇青少年自然の家指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりです。

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(3) 指定管理者の募集方法及び選定方式

指定管理者の公募に当たり、提出された事業計画書等の内容を審査し、指定管理者の優先交渉権者、第2順位及び第3順位を選定します。

(4) 問い合わせ先

上記の他、本件に関する質問等がある場合には、下記までお問い合わせください。

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県教育庁学校運営・施設整備室

担 当：金子

電 話：083-933-4526

FAX：083-933-4539

E-mail：a501002@pref.yamaguchi.lg.jp

3 管理の基準等

(1) 管理の基準

青少年自然の家の管理の基準は、山口県青少年自然の家条例、山口県青少年自然の家規則及び山口県青少年自然の家管理運営規程に規定するほか業務仕様書に示すとおりとします。

(2) リスク分担

山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者のリスク分担は、おおむね次の表のとおりとし、詳細は、教育委員会と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合の対応は、教育委員会と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

項 目	内 容 等	損失の負担	
		教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少(管理運営の中断による場合を除く。)		○
施設(設備)の損傷 〔 損失には、修繕 工事期間中のサー ビス提供に必要な 施設の仮設経費等 を含む。 〕	①不可抗力(教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの (①及び②の場合を除く。)		○
	④大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上でかつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)又は改修を要するもの(①及び②の場合を除く。)	○	
備品の損傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの(所有は指定管理者に帰属)		○
支払の遅延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○

個人情報の漏洩	①教育委員会の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
項 目	内 容 等	損失の負担	
		教 育 委 員 会	指 定 管 理 者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの（自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等）		○
	④その他	○	
第三者への賠償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④教育委員会が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
保険への加入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業務内容の変更	①教育委員会の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①教育委員会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

4 指定管理者が行う業務範囲

指定管理者は次の業務を行うものとし、詳細は、別添業務仕様書を参照してください。

(1) 施設の運営に関する業務

ア 施設の管理運営体制

- イ 受入事業や企画事業の実施
- ウ フィールドの整備及び研修プログラムの研究開発
- エ 地域との連携と支援ボランティアの育成等

(2) 施設の使用に関する業務

- ア 使用申請の受付、許可
- イ 利用料金の徴収
- ウ 入所者への食事などの必要なサービスの提供
- エ 事業に係る広報等

(3) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設の維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務
 - (イ) 設備機器保守管理業務
 - (ウ) 清掃業務
 - (エ) 物品管理業務
 - (オ) 保安警備
 - (カ) 外構、植栽管理業務
 - (キ) 環境衛生管理業務
 - (ク) 廃棄物処理業務
 - (ケ) 宿泊室等整理整頓、衛生管理業務
- イ 施設の目的外使用
 - (ア) 行政財産使用料
 - (イ) 利用料

(4) その他の管理業務

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ 自己評価の実施
- エ 教育委員会が実施する業務への協力
- オ 指定期間終了に当たっての引継業務
- カ 関係機関との連絡調整業務

5 管理に要する経費等

(1) 利用料金

- ア 青少年自然の家は利用料金制を採用しますので、指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。
- イ 利用料金の額は、山口県青少年自然の家条例第12条第2項の規定に基づき、指定管理者が教育委員会の承認を受けて設定するものとします。
- ウ 指定管理者は、教育委員会が予め示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができます。

(2) 指定管理料

- ア 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、教育委員会は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を支払います。

指定管理料上限額(5年間)	481,320千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
---------------	-------------------------------

イ 指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、教育委員会と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度協定」を締結して定めるものとします。

ウ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。

また、指定管理者の経営努力により生じた利益については、当該利益の額があまりに過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。

エ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払いますが、支払時期や方法は、別途「協定」において定めます。

オ 光熱費の増嵩や賃金水準の変動等に伴う指定管理料の不足分のうち、通常の物価変動によるものを超える部分については、毎年度、県と指定管理者が協議し、その分担の取扱いを決定します。なお、指定管理期間中に使用料見直しを行った場合には、その増加影響額を踏まえて対応する。

(3) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

第2 事業の適正な実施に関する事項

1 責任の所在等

(1) 責任の所在

指定管理者は、本管理業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に実施することとします。

なお、教育委員会は、施設の設置者として、指定管理者が行う業務について点検・評価を行い、必要に応じ指導を行います。

(2) 業務の全部委託の禁止

指定管理者が、本管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

(3) 法令等の遵守

業務を遂行する上で、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

2 事業報告・モニタリング等

指定期間中は、事業報告書等を提出していただき、それらをもとに教育委員会が事業評価を実施します。

(1) 事業報告等

毎会計年度終了後、事業報告書を作成し、教育委員会に提出することとします。

また、毎月、事業報告書を作成し、教育委員会に提出することとします。

事業報告書の書式と提出時期は、別途「協定」において定めます。

(2) 指定管理者が実施するモニタリング

指定管理者は、利用者満足度調査等により利用者のニーズを把握するよう努めるとともに

に、毎年度、業務の実施状況について自己評価を行うものとします。

評価項目は、別途「協定」において定めます。

(3) 教育委員会が実施するモニタリング

教育委員会は、毎年度、業務の実施状況について、事業報告書により確認するとともに、実地に調査し、業務の点検・評価を行います。

評価項目は、別途「協定」において定めます。

(4) 業務の水準が低下した場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、教育委員会は是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取消すことがあります。

3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

協定の解釈についての疑義又は協定に定めのない事項が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、教育委員会は指定を取り消すことがあります。この場合、教育委員会に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継を行うものとします。

なお、引継に要した費用は、新指定管理者が負担するものとします。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとし、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、教育委員会は指定を取り消すことがあります。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継を行うものとします。

なお、引継に要した費用は、新指定管理者が負担するものとします。

第3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集要項等の配布 | 令和7年9月12日（金）～10月14日（火）
までの土曜、日曜日及び祝祭日を除く日 |
| (2) 公募説明会の開催 | 令和7年9月25日（木） |
| (3) 質問書の受付 | 令和7年9月16日（火）～30日（火） |
| (4) 質問書への回答 | 令和7年10月7日（火） |
| (5) 応募書類の受付 | 令和7年9月12日（金）～10月14日（火）
までの土曜、日曜日及び祝祭日を除く日 |
| (6) 選定委員会のヒアリング及び審査 | 令和7年10月下旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年11月上旬 |
| (8) 優先交渉権者との協議・仮協定締結 | 令和7年11月上旬 |
| (9) 指定管理者の県議会による議決 | 令和7年12月 |
| (10) 指定管理者との協定締結 | 令和8年1月 |
| (11) 業務開始 | 令和8年4月1日（火） |

2 応募者の資格要件

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」とい

う。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とします。

- (1) 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
 - イ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
 - エ 地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触する者でないこと。
- (2) 主たる事務所を県内に有していること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (4) 法人等の代表者が暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (6) 山口県における地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。
- (7) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (8) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布

募集要項等を次により配布します。

ア 場 所：山口市滝町1番1号 山口県教育庁学校運営・施設整備室

イ 期 間：令和7年9月12日(金)～10月14日(火)までの土曜、日曜日
及び祝祭日を除く日

ウ 時 間：午前9時～午後5時(ただし、午前12時から午後1時は除きます。)

エ そ の 他：インターネット上の山口県のホームページから公募に係る必要資料をダウンロードできます。

○<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>

※ホームページ掲載期間：令和7年9月12日(金)～10月14日(火)

(2) 公募説明会の開催

応募予定者を対象に説明会を開催しますので、参加を希望する者は、令和7年9月17日(水)までに説明会参加申込書(様式1)に記入の上、郵便、FAX又はE-mailにより

申込んでください。

なお、当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、山口県のホームページから必要資料を印刷の上、持参してください。

ア 場 所：岩国市由宇町2273番地の2 山口県由宇青少年自然の家

イ 日 時：令和7年9月25日（木）

午前10時～午前11時30分（1時間30分程度）

ウ 参加人数：各団体2名以内とします。

エ 申 込 先：「第1-2-(4) 問い合わせ先」に同じ

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：令和7年9月16日（火）～30日（火）午後5時まで

イ 受付方法：質問書（様式2）に記入の上、郵便、FAX又はE-mail のいずれかにより提出してください。

ウ 提 出 先：「第1-2-(4) 問い合わせ先」に同じ

(4) 募集要項等に関する質問への回答

質問に対する回答は、令和7年10月7日（火）に質問者にFAX又はE-mail により回答するとともに、山口県のホームページで公表します（質問者は明示されません。）。

なお、回答が遅れる場合は別途連絡します。

(5) 応募書類の受付

ア 受付期間：令和7年9月12日（金）から10月14日（火）までの土曜、日曜日及び祝祭日を除く日

イ 受付時間：午前9時～午後5時（ただし、午前12時～午後1時は除きます。）

ウ 受付方法：山口県青少年自然の家規則第3条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第2項に掲げる書類を、山口県教育庁社会教育・文化財課に持参、若しくは書留郵便で提出してください。

(6) 選定委員会のヒアリング及び審査

ア 開催日時：令和7年10月下旬

イ 開催場所：山口県庁（予定）

※ヒアリングの実施方法など詳細は別途通知します。

(7) その他

この手続に参加した者が物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領、業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがあります。

4 応募書類

次の書類を応募時に提出してください。提出部数は、(1)に記載する事業計画書及び(2)の応募者に関する書類について正本1部、副本6部（うち、1部は審査事務の都合上、複写が可能なように製本等しないこと。）とします。

共同体応募の場合、共同体応募構成書（様式3）、共同体協定書兼委任状（様式4）及び構成団体の全てについて、(2)に記載する応募者に関する書類を提出してください。

(1) 事業計画書（様式5）

記載方法は、別紙「事業計画書の作成要領」を参照してください。

※別途、(1)の概要版をA4用紙2枚程度にまとめ作成してください。概要版については指定管理者選定後に公表します。

(2) 応募者に関する書類

団体の概要（様式8）の後に目次を付け、次のイ～キの関係書類を綴じ込んで提出してください。

ア 団体の概要（様式8）

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

エ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業報告書又はこれに類する書類

オ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

カ 納税証明書

(ア) 法人用納税証明書

① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書（納税証明書「その3の3」）

② 山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書

(イ) 個人用納税証明書

① 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書（納税証明書「その3の2」）

② 山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書

③ 個人県民税について滞納がないことが確認できる市町村長の納税証明書

キ 誓約書（様式10）

・新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあつて、上記イ～カの書類を提出できない場合には、計画書・予算書等これらに代わる書類を提出してください。
また、設立2年目の団体にあつては、前記書類に加えて、前事業年度に係る書類を提出してください。
・法人格を有しない団体の場合は、法人の納税証明書に代わる書類として、団体の代表者の住民税の納税証明書を提出してください。

5 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 資格の確認

応募書類の提出を受けた後、山口県教育庁学校運営・施設整備室において、応募者の資格要件の適否について確認を行います。

(2) 選定委員会による審査

学識経験者及び専門家など5名の委員で構成する「青少年教育施設指定管理者選定委員会」を設置し、次の審査基準に基づいて、応募者から提出された事業計画書等の審査を行い、優先交渉権者、第2順位及び第3順位を選定します。

なお、審査の結果、全部又は一部の応募者が青少年教育施設の管理運営基準に達していない場合には、優先交渉権者の該当なし又は第3順位まで選定しないことがあります。

審査に当たっては、提出された事業計画書をもとにヒアリングを実施した上で、評価を行います。

ア 選定委員会の構成(5名)

- (ア) 青少年教育に関する学識経験者
- (イ) 青少年教育施設事業の企画・実施に関する有識者
- (ウ) 財務専門家
- (エ) 青少年教育施設利用者代表

イ 審査基準

次の基準に基づいて審査を行います。

- (ア) 事業計画書の内容が、青少年自然の家を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を十分に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (ウ) 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

ウ 審査項目及び配点

イの基準に基づいて、次の項目について審査を行います。

審 査 項 目		配 点
①	使用者の平等な使用を確保できるものであること	1 5 0
②	施設の効用を十分に発揮すること	3 0 0
③	施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること	1 5 0
④	必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること	3 0 0
⑤	その他	1 0 0
合 計		1 0 0 0

※配点は、選定委員5名の合計点です。

(3) 優先交渉権者の決定

山口県教育長は、選定委員会から審査結果の報告を受けて優先交渉権者を決定します。

(4) 審査結果の通知

山口県教育長は、応募書類を提出した応募者に対して、審査結果を速やかに通知します。
なお、共同体応募の場合には、共同体の代表団体宛に通知します。
また、審査の経過及び結果は、山口県のホームページで公表します。

(5) 優先交渉権者との協議

教育委員会は、優先交渉権者と細目協議を行います。優先交渉権者と協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位となった者と順次協議を行います。
協議が成立した者を、指定管理者の候補者とします。

(6) 指定管理者の指定

山口県教育長は、山口県議会において、候補者を指定管理者とする旨の議決を得て、指定管理者に指定します。

(7) 指定管理者との協定締結

協議内容に基づいて協定を締結します。協定は指定期間をとおしての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。
なお、協定の発効は令和3年4月1日とします。

(8) 業務の引継

管理業務を円滑に行うため、協定締結後、新たに指定管理者として指定された者（以下「新指定管理者」という。）は、教育委員会及び現在の指定管理者と協議を行い、業務の引継を行うものとします。

なお、引継に要した費用は、新指定管理者が負担するものとします。

6 応募に関する留意事項

(1) 使用言語等

応募書類等に用いる言語、通貨、単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(2) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 失格の要件

次の各号の一に該当する場合、失格となる場合があります。

ア 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 応募書類の様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 複数の事業計画書を提出した場合

キ 応募書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

ク 本要項に定めた以外の手法により、選定委員又は関係者に本件応募に関する援助を直接又は間接的に求めた場合

ケ その他不正な行為があったと認められる場合

(4) 応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、返却しません。

イ 提出された応募書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

ウ 提出された応募書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。

エ 受付期間後における応募書類の再提出及び差替えは認めません。

オ 本要項において求める内容以外の書類については受理しません。

カ 提出された応募書類は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

(5) 共同体

ア 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、構成団体については業務遂行上の支障がないと教育長が判断した場合には、変更可能とします。

その際には、新たな団体の「応募者に関する書類」を2部（正本1部、副本1部）提出してください

イ 共同体応募の場合、協定の締結に当たっては共同体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同体の構成員が連帯して負うことになります。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出してください。

〈別紙〉

事業計画書の作成要領

募集要項第3－4－（1）の事業計画書に関する作成上の留意点は、次のとおりです。

1 使用者の平等な使用を確保

施設使用の優先順位の決定方法など、使用許可や受入事業方針など平等な使用の確保についての具体的な考え方を記述してください。

2 施設の効用を十分に発揮

（1）管理運営の基本的方針

青少年自然の家の設置目的を踏まえ、青少年自然の家を管理運営する際の経営理念、運営方針、希望した目的、理由、応募団体の特色を生かした方策等について記述してください。

（2）利用促進に向けた取組み

利用促進に向けた具体的、現実的な取組み、広報計画や使用者見込み、サービス向上に向けた取組み等について具体的に記述してください。

また、その具体的な取組みを行うことにより、今後どのように使用者が増加するかの見込み等を具体的に記述してください。

（3）施設を活用した振興策

施設を活用したこれまでにない新たな視点での取組み、新たに実施する事業の概要、事業のねらい、期待できる効果等を記述してください。

また、指定管理者が実施する企画事業等においては、立地条件や使用者ニーズに配慮した研修プログラムの研究開発、フィールドの整備及び支援ボランティア養成等について記述してください。

（4）維持管理業務

清掃、警備、設備機器の保守点検等の実施方法や委託業者選定の考え方について記述してください。

（5）開館日、入所・退所時間等についての提案

年間をとおした開館日及び入所・退所時間については、条例や管理運営規程に定めていますが、施設を効果的かつ効率的に活用するための新たな提案等があれば記述してください。

（6）使用者や地域住民等の意見等

施設使用者や施設が設置されている地元等からの意見や苦情等に対する対処方法についての考え方を記述してください。

（7）県内の同種の施設や地域との連携

県内の他の施設や地域との連携・協力についての考え方を記述してください。

3 施設の管理に係る経費の縮減

(1) 維持管理経費の縮減策

維持管理経費の具体的な縮減策があれば、記述してください。

(2) 利用料金額

利用料金は、条例で基準額を定めており、一定の範囲（基準額の0.8～1.2の金額）で指定管理者が利用料金を定めることとなっていますが、利用料金の額及びその考え方を記述してください。

(3) 5か年の収支計画

5年間の収入及び支出の見込額並びに考え方を記述してください。

4 必要な人的体制及び経済的基礎

(1) 組織体制、職員の配置計画

分かりやすい形で図示し、職種、人数、雇用形態等を記述してください。

また、指導的立場にある者には○印を付けてください。

勤務時間、週休日、宿直、早出・遅出などの勤務ローテーション等の考え方について記述してください。

(2) 所長及び指導職員の確保と配置等

所長及び指導職員の資格や青少年教育に対する経験等を具体的に記述してください。

(3) 職員の指導育成及び研修体制

職員の指導育成及び研修体制についての考え方を記述してください。

(4) 施設勤務経験者の活用等

現在の雇用職員等経験者の活用に対する考え方を記述してください。

(5) 応募団体の財務状況

財務状況等について、提出された書類等の中で、特に説明を要するところがあれば記述してください。

5 その他

(1) 個人情報保護に対する対応体制について記述してください。

(2) 使用者の安全対策やけがをしたとき等の対応について記述してください。

(3) 災害発生時や事故等の対応について記述してください。